～法人マーケット開拓に役立つ～　コーヒー焙煎・販売業　44

業種別リスクマネジメント対処法

ARICEホールディングスグループ

http://www.arice-aip.co.jp　株式会社A.I.P　代表取締役　松本　一成

◆株式会社A.I.P

平成20年7月に営業を開始。法人マーケットに対するリスクマネジメントを切り口とした提案や独自の制度に基づく支店展開によって業容を拡大している。現在は全国に２法人営業部、19支店、10オフィスを持ち、損害保険約25億円、生命保険約35億円の取扱いを行う。2010年4月にはリスクマネジメントのコンサルティング及び教育等も視野に入れた総合的な組織体としてARICEホールディングス株式会社を設立し、理念を共有出来る代理店と積極的にノウハウやシステム、及びブランドの共有を進めている。

【本原稿は同社スタッフ共著、代表執筆者 株式会社A.I.P 仙台支店 支店長 加藤啓昭】

コーヒー焙煎・販売業のリスクマネジメント

◇コーヒー焙煎・販売業の特徴

経済産業省「工業統計表」によると平成２１年のコーヒー製造業の事業所数は１３２事業所（前年比5.6%増）、従業者数は４，５４５人（同7.5%増）となっています。
主な販売先は、喫茶店、レストラン、ファーストフード店となっており、焙煎後、新鮮な風味や味を要求されることから、需要の大きい大都市近郊に集中する都市型産業とターゲット層を店舗近隣に絞った喫茶兼珈琲豆店頭販売業（地域産業）に大別できます。又、焙煎は生豆の水分量、その日の気温や湿度によって所要時間が異なるために職人技が必要とされます。

日本コーヒー協会によると平成２４年、生豆輸入量２４カ国のトップ３はブラジル、ベトナム、インドネシアの順番で全体の６０%を占めているのが現状です。コーヒー豆は全量を輸入に依存していることから、生豆相場や為替相場の変動、生産国の天候不順等によって焙煎業者の収益は大きな影響を受けます。これまで、コーヒーの消費は先進国に限られてきましたが、経済成長が続く中国、ロシア、ブラジル等の新興国での消費も増加傾向にあり、コーヒー豆の国際価格の上昇要因となっています。今後、国内市場は高齢化の進展を背景に縮小が見込まれることから、安定的な調達国（輸出国）の確保と同時に、新規事業の育成や、今後の成長が期待される新興国市場に活路を見出す等の動きが経営上の課題と言えるでしょう。

◇リスクマップの例

Ⅰ ①相場変動
②為替変動
③価格高騰
④原産地の自然災害
⑤カントリーリスク
Ⅱ ⑥火災・爆発事故
⑦施設賠償事故
⑧労災事故（重度）
⑨生産物賠償事故
Ⅲ ⑩収益低下
⑪資金繰り悪化
⑫技術者の職場離脱
⑬消費低迷（鈍化）
⑭品質低下
⑮風評

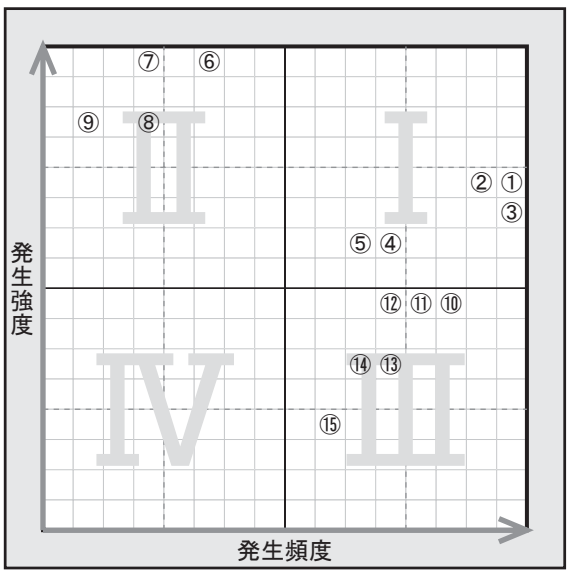

◇コーヒー焙煎・販売業の特徴的リスク

コーヒー豆は全量を輸入に依存している為、生豆の①相場変動や②為替変動リスクがあります。また、新興国の旺盛な需要増加等に伴う③価格高騰や、④原産地の自然災害（生産国の天候不順や異常気象）、生産国の政治・経済の混乱がもたらす情勢不安定化の⑤カントリーリスクに常に晒されています。

コーヒー豆の焙煎は卸業者が行う他、販売店や喫茶店で焙煎機により自家焙煎されます。この時、焙煎時の温度は２００～３００℃に達するため、⑥火災・爆発事故や⑦施設賠償事故が考えられ、これらが原因で焙煎職人や従事者の火傷による⑧労災事故（重度）等が想定されます。事故や病気、高齢に伴う焙煎職人（技術者）の⑫職場離脱は⑭品質低下に直結しますので、技術継承や人材確保という観点からも注意が必要になります。また、生豆は後進国から大量に輸入する為、豆と同じ大きさの石等の混入していることがあります。色も形も豆そっくりな石や虫等が商品に混入した場合には⑨生産物賠償事故や、度々問題となる日本の基準値を大きく超える残留農薬問題から製品回収の対応等が考えられます。輸出主要国に新興国が多く、現地生産者（小規模農園）へ政府通達（農薬の種類や散布量）による情報伝達が不十分であることから、頻繁に報道されるコーヒーの人的被害等は、⑮風評リスクへと発展しますので注意が必要なところです。

一方で、基準値をクリアした他原産国の生豆の国際価格の高騰は、日本国内では販売価格に転嫁されることが多く⑬消費低迷（鈍化）や、更にはデッドストックによる焙煎事業者の⑩収益低下を招き、⑪資金繰り悪化の要因となります。

◇コーヒー焙煎・販売業の具体的リスク対策

生豆の国際価格相場や為替変動の影響を大きく受ける業種柄、収益安定化の為には原産国を特定せずにバランスのとれた輸入ルートの確保や扱う品種（生産国）の分散が必要不可欠となります。長期的には日本国内の消費動向や需給に関しては人口減少が大きく影響を及ぼします。特に若年層は缶コーヒーやインスタントコーヒーを選ぶ傾向が強く、年を重ねる毎に香や味を楽しめるレギュラーコーヒー（高単価）を選ぶ傾向が高いため、年齢別の需要にマッチした商品開発や適正単価の設定が業界全体として必要と言えます。

国内市場の縮小が予想される現況で、焙煎業者の収益性、成長性を見出すには新興国市場（中国、ロシア等）への進出が急務と言えますが、焙煎業者は中小零細企業が多く、新興国進出に伴う資金調達や経営多角化において、決してハードルは低いものではありません。今後、低コストによる販路拡大の視点からインターネットを利用した、海外の顧客開拓や外食産業へ一部事業転換等の経営戦略が必要と考えられます。

また、焙煎職人の技量は直接製品の品質に繋がる為、販売業者の品質そのものであることから焙煎職人（後継者）育成を図り、業者独自のブランド（差別化）を維持することや、様々なサービス事業者との提携により、「コーヒー」を提供する場所等の確保、他のサービス（例：葬儀業者等）との融合による新たな収益機会を模索することも生き残りには必要と言えます。

◇コーヒー焙煎・販売業における保険活用

①相場変動や②価格変動による原価上昇や収益低下の影響を緩和するために、法人契約の外貨建て生命保険（終身保険や養老保険等）の活用が考えられます。長期的な資産形成目的と収益変動（減収）を相殺する効果も期待できます。⑥火災・爆発のリスクについては、建物や設備損害、商品等の損害の他に、罹災時の休業（事業停止）による収益損失も経営に与える影響が大きいため、火災保険の他に休業補償保険や利益保険の手配も検討が必要と言えます。特に商材の性質として乾燥状態の保存もありますので、保管の仕方や火気管理等への配慮も欠かせないところです。

さらに、上記の事故等を原因として派生する可能性のある二次損害（⑦第三者賠償事故や⑧労災事故等）への備えとしては、施設賠償責任保険や労災上乗せ保険の手配もあり、同時災害や最大損害額等を考慮した補償額の設定も工夫したいところです。

⑨生産物賠償事故については、身体や財物損害への備えとする生産物賠償責任保険の他、異物混入や健康被害の恐れ、食品衛生法上の基準超過の残留農薬検出等に対応する生産物品質保険等の活用も考えられますが、保険商品毎の補償範囲の違いも併せて確認をしておきたいところです。焙煎方法や原産国や豆の種類等の表示にも配慮が必要で、仕入れから焙煎方法や保管等の生産（製造）履歴管理等も保険活用とともに留意しておくことが望ましいと言えます。

知ってトクする　－729－

税務情報

ご存じですか？『贈与税の配偶者控除』

最高2,000万円の控除額が魅力

婚姻期間20年以上の夫婦間贈与に適用

平成25年度税制改正では親（祖父母）から子や孫への財産移転に注目が集まっていますが、忘れてはならないのが夫婦間の贈与です。そこで今回は、贈与税の配偶者控除を紹介します。

通常、配偶者への贈与は、一般の贈与税率が適用されます。しかし、昭和41年に創設された「贈与税の配偶者控除」制度では、婚姻期間が20年以上の夫婦間において、居住用不動産や贈与により取得した金銭で居住用不動産を購入するなど一定の要件を満たした場合に、最高2000万円までの贈与については課税されません。この制度を受ける人は意外に多く、平成20年分贈与で1万3462人、金額1689億1400万円、平成21年分贈与で1万3304人、金額1617億1000万円、平成22年分贈与で1万3058人、金額1610億7300万円と、毎年安定した人数の人が利用しています。やはり2000万円の控除は魅力があるということなのでしょう。

また、メリットは控除額だけではありません。一般的に夫が先に死亡し、妻がその財産を相続することを考えると、夫の相続財産を生前に妻に移転することで夫の相続財産の減少、すなわち相続税対策にもなります。

余談になりますが、生前贈与について配偶者控除の適用を受けた者と受けなかった者との相続税および贈与税を通ずる税負担の均衡を図る趣旨から、相続税の遺産に係る配偶者控除の制度が創設された経緯があります。

生命保険契約を活用！
満期保険金の適用ＯＫ

■満期保険金を居住用不動産の購入等資金のために贈与

婚姻期間が20年以上の夫婦において、例えば、夫が自らを契約者（保険料負担者）・満期保険金（２０００万円）受取人とする生命保険契約を契約しており、近々居住用不動産を取得しようとしているケースでは、満期保険金受取人を妻に変更することも一法です。これによって税軽減メリットを受けることができます。

まず1つは、夫の課税所得の発生が消滅することです。満期保険金変更前契約のまま満期を迎えた場合、満期保険金は夫の一時所得の対象となりますが、これを妻に変更することによって夫の課税所得は発生しないことになります。

そして2つ目が、夫から妻への贈与税がかからないことです。変更によって妻が受け取る満期保険金は、本来夫からの贈与とされるのですが、これで妻が居住用不動産を取得した場合、贈与税の配偶者控除の適用（最高２０００万円）を受けることができるため、贈与税はかからないことになるわけです。

さらに、前述のとおり、本来夫の財産となるはずであった居住用不動産（２０００万円対応分）が妻へ移転されたことになるわけですから、将来の夫の相続財産の減少につながります。

なお、「贈与により取得したものとみなされる保険金で配偶者が居住用不動産を取得した場合の贈与税の配偶者控除」の適用の可否については、国税庁ＨＰで紹介されています。それによると、「夫が契約者、かつ保険料負担者、満期保険金受取人が妻である生命保険契約について、妻が受け取る満期保険金で居住用不動産を取得した場合には、その保険金に係る贈与税について贈与税の配偶者控除の規定を適用することができる」とし、さらに「みなし贈与とされる保険金も、贈与税の配偶者控除に規定する『贈与により』取得した『金銭』に含まれると解される」としています。

平成27年からの相続税の遺産に係る基礎控除額の縮小により、相続税課税される人が増えるのは必至です。東京国税局管内では、課税割合が10%程度になると予想され、とくに地価の高い大都市圏では対策が急務です。